

訪問介護サービス重要事項説明書

(2024年 4月 1日現在)

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話番号：047-338-7774（午前9時～午後5時まで）

担当者：武藤 和也

☆分からないことや、不明な点は、いつでもお気軽にお尋ね下さい。

2. 訪問介護サービスの目的

要介護状態にあるお客様に対し、介護保険法で定める訪問介護サービスを提供しお客様がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅に於いて、自立した生活を営むことができるよう支援します。

3. 会社概要

- (1) 法人名称 : 有限会社 武藤自動車
- (2) 法人所在地 : 郵便番号 272-0812
千葉県市川市若宮3丁目49番13号
- (3) 電話番号 : 047-338-7774
- (4) 代表者氏名 : 武 藤 厚
- (5) 定款に定めた事業 : 1. 一般乗用旅客自動車運送事業
2. 介護保険法に係わる指定居宅サービス事業
3. 前号に付帯する一切の事業
- (6) 営業所数 : 訪問介護 1カ所（上記所在地の本社営業所）

4. 訪問介護サービスを提供する事業所

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所	有限会社 武藤自動車
所在地	〒272-0812 千葉県市川市若宮3丁目49番13号
電話番号	047-338-7774
指定事業者番号	千葉県指定 第1270800517号
サービスの種類	訪問介護
サービスを提供する地域	市川市及び船橋市・松戸市・浦安市・鎌ヶ谷市の内、2km 以内の隣接する区域

(2) 事業所の職員体制

		資格
管理者	1名	訪問介護員1級課程修了者
サービス提供責任者	2名	介護福祉士・訪問介護員1級課程修了者
事務員	2名	
従事者（訪問介護員）	13名	訪問介護員2級課程修了者(介護福祉士含む)

(3) サービスの提供時間帯

	早朝	昼間	夜間	深夜
	6:00～8:00	8:00～18:00	18:00～22:00	22:00～6:00
平日	○	○	○	○
土・日・祝日	○	○	○	○

☆ 年中無休、24時間営業です。但し、時間帯により料金が異なります。

5. サービスの内容

(1) 身体介護

お客様の体に触れて行う介護やこれを行うために必要な準備や後始末、その他お客様が日常生活をする上で必要な身体機能向上のための援助などで、次のようなものです。

- ① 食事介助：食事時の身体移動、食品のセット、食事の手助け、見守り、後片付け
- ② 入浴介助：浴室準備、着替え援助、身体の移動、洗身介助、見守り、入浴後の介助、後片付け
- ③ 排泄介助：排泄時の身体移動、ポータブルトイレへの移乗・見守り、おむつ交換、局部清拭・洗浄、排泄後の着替え
- ④ 清拭：全身・部分清拭、洗面、手浴、足浴、褥瘡の予防、うがい・歯磨き
- ⑤ 着替介助：体位交換、寝間着交換、シーツ交換
- ⑥ 通院介助：歩行介助、車椅子介助、車や車椅子への移乗介助、乗り物での同行、病院内での移動介助、医師の指示等家族への連絡、薬の受け取りと内容確認
- ⑦ 付き添い：役所、銀行、理美容院等への付き添いなど外出時の移動介助
- ⑧ その他：洗髪、髭剃り、調髪など

又、身体機能の向上や意欲向上のためにお客様と一緒に行いながらする介助で、次のようなものがあります。

イ. お客様と一緒、手助けしながら行う調理

ロ. 入浴、着替えなどの見守り、ベッドの乗り降りの声掛けや、自主的行動の促進

ハ. 移動時の転倒を防ぐための歩行付き添い

ニ. お客様ご自身で買い物ができるように、車椅子や歩行器での外出同行

(2) 生活援助

お客様のお身体に触れずに行う援助で、お客様もしくはその家族に代わって提供するサービスで、次のようなものです。

- ① 掃除：お客様の居室内やトイレ・卓上の清掃、塵だし、押入等の整理整頓
- ② 選択：洗濯、物干し、取り入れ、衣類補修
- ③ 衣類整理：ボタン付け、ほつれや破れの補修など
- ④ ベッドメイク：お客様が使っていない時のベッドのシーツ交換、布団カバーの交換
- ⑤ 調理・配膳・後片付け：(温めなおすなどの簡単な調理を含む)

- ⑥ 買い物等 : 日用品、食材などの買い物の代行、薬の取り付け
- ⑦ 連絡・代行 : 郵便局、役所や病院等への用足しや民生委員等への連絡
- ⑧ その他 : 布団干し、雨戸の開閉、戸締まり、火の元確認、電球の取り替え等
又、ご家族の代行的サービスは、次のようなものがあります。
ご家族の方が、お客様の介護をされていて手が放せないため、ご家族が行うべき買い物を代わってすることなど。

(3) 複合型

通院等のための乗車又は降車の介助。

以上の他、介護についてのご相談をお受けしたり、在宅福祉関係情報の提供をさせていただくなどにより、お客様ができるだけ自立して、在宅での豊かな日常生活を送っていただけるよう、お手伝いをさせていただきます。

6. 利用料金等

(1) 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割もしくは2割または3割です。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用料金は、全額自己負担となります。

【料金表：基本料金・昼間の時間帯(午前 8:00～午後 6:00)】

身体介護	30 分未満	1 時間未満	1 時間 30 分未満	1 時間 30 分以上 2 時間未満
自己負担	2 6 1 0 円	4 1 4 0 円	5 1 3 6 円	6 9 4 4 円
1 割・2 割	2 6 1 円・5 2 2 円	4 1 4 円・8 2 8 円	6 0 7 円・1 2 1 4 円	6 9 5 円・1 3 8 9 円
3 割	7 8 3 円	1 2 4 2 円	1 8 2 0 円	2 0 8 4 円
生活援助	20 分以上	45 分以上		
自己負担	1 9 1 5 円	2 3 5 4 円		
1 割・2 割	1 9 2 円・3 8 3 円	2 3 6 円・4 7 1 円		
3 割	5 7 5 円	7 0 7 円		
乗降介助				1 回につき
自己負担				1 0 3 7 円
1 割・2 割				1 0 4 円・2 0 8 円
3 割				3 1 2 円

- ① 上記の基本料金に対して、早朝（午前 6：00～午前 8：00）、夜間（午後 6：00～午後 10：00）の時間帯は、25%増し、深夜（午後 10：00～午前 6：00）の時間帯は、50%増しとなります。
- ② 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた標準的な時間を基準とします。
- ③ やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

(2) 交通費

前記4の(1)に記載されているサービス提供地域にお住まいの方は、無料です。
それ以外の地域の方は、交通費の実費が必要です。

又、通院介助など、お客様のご自宅から他の場所へ移動してサービスを提供する場合に要する交通機関の運賃（タクシー代等）などは、お客様のご負担になります。

☆タクシーをご利用される場合は、身体障害者手帳、療育手帳をお持ちのお客様は、手帳を提示することにより運賃は1割引となります。

☆市川市、浦安市、船橋市、松戸市、鎌ヶ谷市、八千代市、習志野市にお住まいの方は、市で交付している福祉タクシー利用券のご利用ができます。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。（連絡先：電話 047-338-7774）

ご利用の24時間前までにご連絡頂いた場合	無料
ご利用の12時間前までにご連絡頂いた場合	当核基本料金の30%
ご利用の12時間前までにご連絡がなかった場合	当核基本料金の50%

(4) その他

① お客様のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は、お客様のご負担になります。

② 料金のお支払い方法

毎月10日までに、前月分の請求をいたしますので、その月の20日までに指定銀行口座へ、お支払い下さい。

（なお、振込手数料等は、お客様のご負担となります。）

但し、「介護タクシー」サービスをご利用の場合は、原則としてその都度、料金をお支払いいただきます。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当社の職員がお伺いいたします。

訪問介護計画書を作成後に契約を結び、サービスの提供を開始します。

☆居宅サービス計画を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1カ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスが終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合、もしくは被保険者資格を喪失したとき

④ その他

- ・ 当社が、正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、お客様は文書で解約を通知することによって、サービスを終了することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを1カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、20日以内に支払わない場合、又はお客様やご家族などが当社又は当社のサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、サービスを終了させていただく場合があります。

8. 当社の訪問介護サービスの特徴

(1) 運営の方針

- ◇ お客様の心身の状況を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、通院等の外出介助、その他生活全般にわたる援助を行います。
- ◇ お客様の意思及び人格を尊重し、常にお客様等の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ◇ お客様が利用したいときに、気軽に利用できるサービスの提供に努めます。
- ◇ サービスの提供に当たっては、地域の保健医療福祉サービス事業者等との連携を図り、総合的、効果的なサービスの提供に努めます。

(2) サービス利用のために

項目	有無	備考
ホームヘルパーの変更の有無	○	変更を希望する場合はお申し出下さい。
男性のヘルパーの有無	○	男性・女性ヘルパー、共に常勤でいます。
従業員の研修の有無	○	月2回実施しています。
サービスマニュアルの作成	○	お客様1人毎に作成しています。

9. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、ご家族、主治医、救急隊、居宅介護支援事業者等へ、連絡をします。

ご家族	連絡先	氏名	続柄	電話
	第1連絡先			
	第2連絡先			
	第3連絡先			
主治医	病院名			電話
	担当医			

10. サービス内容に関する相談、要望、苦情等

(1) お客様の相談、要望、苦情担当

担当者：武藤 和也

電話： 047-338-7774

(2) 当社以外の相談、要望、苦情窓口

☐ 市川市役所介護保険課

電話： 047-334-1111

☐ 浦安市役所介護保険課

電話： 047-351-1111

☐ 船橋市役所介護保険課

電話： 047-436-2304

☐ 松戸市役所介護保険課

電話： 047-366-1111

☐ 鎌ヶ谷市役所高齢者福祉課

電話： 047-445-1141

☐ 国保連合会介護保険課苦情処理係

電話： 043-254-7428

11. その他